

睦沢町定住型住宅分譲地募集要領

睦沢町に定住を希望される方を対象に、睦沢町定住型住宅分譲地『パークサイドタウン』の購入者を次のとおり募集します。

1. 分譲地の所在地

千葉県長生郡睦沢町上之郷字内川田

2. 分譲区画数

12区画

3. 分譲地の面積と価格

区画	面積(m ²)	地目	価格	備考	
1区画	295.46	宅地	9,454,720	32,000円/m ²	契約済
2区画	275.63	宅地	9,371,420	34,000円/m ²	契約済
3区画	275.39	宅地	9,914,040	36,000円/m ²	契約済
4区画	278.90	宅地	7,251,400	26,000円/m ²	
5区画	275.64	宅地	7,717,920	28,000円/m ²	
6区画	275.35	宅地	8,260,500	30,000円/m ²	
7区画	335.76	宅地	8,058,240	24,000円/m ²	
8区画	290.72	宅地	8,140,160	28,000円/m ²	商談中
9区画	290.46	宅地	8,713,800	30,000円/m ²	契約済
10区画	300.44	宅地	9,614,080	32,000円/m ²	
11区画	360.43	宅地	13,696,340	38,000円/m ²	契約済
12区画	373.58	宅地	13,448,880	36,000円/m ²	契約済

上記面積は登記簿面積であり、現状での引き渡しとなります。

4. 応募資格

- ①土地を引渡した日から2年以内に、購入した土地に専用住宅を建築完了し、継続して居住すること。
- ②申込者又は同居しようとするものが市区町村税等を滞納していないこと。
- ③申込者又は同居しようとするものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ④購入した土地の所在する自治会へ加入すること。
- ⑤地域のコミュニティ活動に積極的に参加すること。

5. 申込区画数

申込区画数は1世帯につき1区画とします。

6. 申込手続

(1) 申込方法・受付

申込希望者は、申請書類を下記申込場所に持参により提出してください。
(郵送やファクスでの取り扱いは行いません。)

①申込受付 役場開庁日(月～金曜日)の午前9時から午後5時まで
年末年始(12/29～1/3)を除く

②申込場所 〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1
睦沢町役場まちづくり課

③申込書の有効期限は原則として申込日より6ヶ月とします。

(申込書を取り下げる場合は申込み取り下げ願い書を提出して頂きます。)

(2) 提出書類

申込書類として、次のものを提出してください。

①住宅分譲地購入申込書

②住民票謄本(入居予定者全員の続柄及び本籍地が記載されたもの(写し可))

③納税証明書(入居予定者全員の市区町村税等の滞納がないことを証する証明書)

④所得証明書もしくは源泉徴収票の写し(入居予定者全員分)

※住宅分譲地購入申込書はまちづくり課へ直接請求するか、睦沢町のホームページ(<http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/>)からダウンロードしてください。

7. 契約・代金の納入等

購入者は、購入者決定通知のあった日から15日以内に町と土地売買契約を締結し、契約保証金として分譲代金の10%以上を納入してください。

なお、売買契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担とします。

残りの代金は、売買契約締結日から90日以内に納入してください。

8. 土地の引き渡し・所有権移転

町は代金の完納を確認後、土地の引き渡しと所有権移転登記を行います。

なお、登録免許税その他登記に要する経費は購入者の負担とします。

9. 決定の取り消し、契約の解除

町は購入者が次のいずれかに該当するときは、決定の取り消し又は契約を解除することができます。

- ①虚偽の申込みが判明したとき
- ②土地売買契約の締結をしないとき
- ③契約保証金を納入しないときもしくは分譲代金を完納しないとき
- ④町が決定取り消し又は契約を解除した場合、購入者は違約金として分譲代金の15%を町に支払うこととします。すでに納入した契約保証金又は分譲代金からこれを充当できるものとします。

10. ライフライン

公営水道 【長生郡市広域市町村圏組合水道部】

都市ガス 【長南町役場ガス課】

11. 通学等 【教育課 学校教育班】

睦沢こども園（約 0.5km）

土睦小学校（約 2.4km）スクールバス有（4年生まで）無料

睦沢中学校（約 2.4km）

12. 公共交通

JR 一宮駅から小湊バス大多喜車庫 行き

上之郷下車 徒歩 3分

睦沢公民館入口下車 徒歩 5分

JR 茂原駅から小湊バス道の駅つどいの郷むつざわ 行き

上之郷下車 徒歩 3分

睦沢中央公民館下車 徒歩 3分

路線バスについては、町から運賃の2分の1補助制度があります。

13. 睦沢町若者定住促進事業 【まちづくり課 政策班】

若者夫婦等が本分譲地を購入及び新築住宅を建設したときに受けられる制度です。

(1) 睦沢町分譲地取得補助金制度

購入価格の1/2の助成が受けられます。

(2) 睦沢町住宅取得補助金制度

新築住宅を建設したときに以下の助成が受けられます。

新築住宅を建築した場合・・・・・・・・・・ 50万円

町内建設業者利用の場合・・・・・・・・・・ +50万円

町外からの転入の場合（世帯全員・・・・・・・・ +30万円

義務教育終了前の子ども1人につき・・・・・・・・ +10万円

※「若者夫婦等」とは、申請時に夫婦のどちらかが満40歳以下の世帯または、ひとり親家族で、父または母が満40歳以下の世帯。

※各制度の詳細については、交付要綱でご確認ください。

14. 特定地域合併処理浄化槽整備事業 【まちづくり課 事業管理班】

合併処理浄化槽が標準工事費325,000円で設置できます。

※浄化槽工事着手前に工事費を納付していただき、町が工事を行います。

標準工事以外の特別な工事にかかる経費は個人の負担となります。

15. 問い合わせ先

睦沢町役場 まちづくり課 政策班

TEL：0475-44-2501

FAX：0475-44-1729

E-mail：seisaku3@town.mutsuzawa.chiba.jp

○睦沢町若者定住促進事業について

○特定地域合併処理浄化槽整備事業について

睦沢町役場 まちづくり課 事業管理班

TEL：0475-44-2507

○学校等について

睦沢町役場 教育課学校教育班

TEL：0475-44-2509